競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) 安藤・間 東京都港区東新橋1-9-1

令和5年4月14日~令和5年5月13日(1ヶ月)

地域3 (関東支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である(株)安藤・間は、関東支社発注の「長野自動車道 虚空蔵橋床版取替工事」において、工事受注者から工事完了に伴う引渡し後に工事目的物である虚空蔵橋(上り線)の中央分離帯地覆部下面のコンクリート打継目から漏水痕やエフロレッセンスが発生する欠陥が確認され、受注者の過失による粗雑工事等を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工 事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認	定をした日から1月以上
められるときを除く。)。	6月以内

○問い合わせ先: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上